

「六ヶ所村国民保護計画」の変更について

1. 計画の主な変更点

①国民の保護に関する基本指針の変更等の反映	計画書関連頁
ア 警報等の伝達手段に、 <u>緊急情報ネットワークシステム及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)</u> を追加 イ 弾道ミサイル攻撃への留意事項に、 <u>Jアラート情報の伝達とミサイル落下時の行動を周知する</u> よう追加	[P29、P30、P32、P78]
②安否情報省令の改正に伴う変更	計画書関連頁
ア 安否情報の収集・提供は、 <u>安否情報システム</u> を利用することを明記 イ 安否情報省令の改正に伴って、 <u>様式第1～5号</u> を変更 ウ <u>市町村長から知事への安否情報の報告は、安否情報システム等により送付すること等を明記</u>	[P32～P34、P89、P90]
③青森県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正に伴う変更	計画書関連頁
●上記計画の修正に伴う <u>計画名称及び県内の原子力施設の状況</u> を変更 ●「 <u>防災基本計画(原子力災害対策編)</u> 」に合わせ、 <u>県が原子力事業者等より先に放射性物質等の放出等の情報を把握した場合の連絡方法の変更</u>	[P13、P99～P100]
④その他	計画書関連頁
● <u>被害の内容は、青森県総合防災情報システムを活用する旨を記載</u> ●災害対策基本法の改正に伴い、 <u>災害時要援護者表記を「要配慮者、避難行動要支援者」に変更</u> ● <u>青森県国民保護計画の変更内容との整合ほか、全体的なレイアウト変更</u>	[P3、P39、P71、P75、P104]